

岬町公告第 1 4 号

令和 2 年岬町要綱第 4 2 号

岬町民生委員児童委員に対する個人情報の提供に関する要綱

制定 令和 2 年 1 1 月 2 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、岬町の各区域に配置された民生委員・児童委員及び主任児童委員(以下「民生委員等」という。)の職務遂行のために必要な住民の個人情報の提供に係る事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の定義は、岬町個人情報保護条例(平成 1 2 年岬町条例第 2 8 号)で使用する用語の例による。

(提供する個人情報)

第 3 条 町長が民生委員等に提供する個人情報は、その担当する地区の居住者に関する次に掲げる事項とする。ただし、第 5 号から第 8 号の事項については、民生委員等からの申出により、町長が必要に応じて閲覧させるものとする。

- (1) 居住者の氏名
- (2) 居住者の住所
- (3) 居住者の生年月日
- (4) 居住者の性別
- (5) 児童扶養手当の受給状況
- (6) 介護保険制度における要介護状態区分の認定状況
- (7) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持状況
- (8) その他民生委員等が地域の見守り活動及び支援活動を行う上で、町長が必要と認めた情報

(提供の申請及び決定)

第 4 条 個人情報の提供を受けようとする民生委員等は、個人情報提供申請書(様式第 1 号)により町長に申請しなければならない。

2 町長は、民生委員等から前項に規定する個人情報の提供の申出があったときは、その目的及び内容を審査し、提供の可否を決定するものとする。

3 個人情報の提供を受けた民生委員等は、個人情報受領書及び誓約書(様式第 2 号)又は個人情報閲覧書及び誓約書(様式第 3 号)を町長に提出するものとする。

(個人情報の利用及び提供の制限)

第 5 条 民生委員等は、町長から提供された個人情報について、目的以外の利用又は第三者への提供をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 個人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (2) その他、公益上の理由があるとき。

(遵守事項)

第6条 個人情報の提供を受けた民生委員等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保護の重要性を認識し、住民の個人情報の適切な管理に努めるとともに、その取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。
- (2) 職務遂行上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (3) 提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。
- (4) 提供された個人情報は、自ら処分してはならない。また、職を退いた時若しくは町長が返還を求めた時は速やかに返還しなければならない。
- (5) 提供された個人情報を予め決められた保管用具を用い、自宅において施錠して厳重に管理し、漏えい、紛失、き損しないよう適正な保管に努めるとともに、提供された個人情報を紛失し、又はき損した場合は、直ちに町長に届け出て、その指示に従うものとする。

(調査)

第7条 町長は、提供した個人情報の利用状況を確認するため、民生委員等に対し必要な調査を行うことができる。

(不適切な取扱いに対する措置)

第8条 町長は、提供した個人情報について、民生委員等が不適切な取扱いをしていると認めるときは、大阪府知事にその内容を報告するとともに、直ちに提供を中止し、該当個人情報の利用の中止、返還その他必要な措置を指示することができる。

- 2 町長は、民生委員等の個人情報の取扱いが不適切なことにより、個人情報の漏えい等があったとき又は、前項の規定による指示を受けた民生委員等が当該指示に従わないときは、大阪府知事と協議の上、その民生委員等の氏名及び住所を公表することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、民生委員等に対する個人情報の提供に係る事務の取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。